事故報告書にかかるキューアンドエー。令和5年11月作成。

問１、電話による仮報告が必要な事故とは？

下記を想定しています。

(１)当事者の死亡、または生命に関わる重大事故。

老衰など第三者の責にきさない原因で死亡した場合は除きます。

(２)介護サービスの提供に重大な支障をきたす可能性がある事故。

感染症の急拡大など、継続的な介護サービスの提供が困難と予想される場合や、天災や地震などによって事業所が損壊した場合など。

(３)当事者と係争等が生じている（生じる可能性が高い）事故。

当事者または家族から損害賠償を請求されている場合や、苦情が寄せられている場合。

職員による窃盗など警察等第三者から保険者への照会が予見される場合など。

(４)その他管理者が必要と認めた場合

問２、ごよやく等による事故報告が必要な事例とは？

事故報告が必要な事例

たしゃの薬のごよやく（重大な健康被害が生じた場合は仮報告も必要です）

本人の薬の飲ませ忘れや、服用するタイミングの誤りなど。

事故報告が不要な事例

本人によるらくやく（職員の過失がなく、健康被害がない場合に限る）

らくやくを発見したが誰の薬かわからない場合など。

問３、り設・行方不明等による事故報告が必要な事例とは？

事故報告が必要な事例

警察へ届け出た場合や医療機関を受診した場合

事故報告が不要な事例

すぐに発見し、心身ともに健康被害が見られない場合（施設内のヒヤリハットとして再発防止に努めること）

問４、転倒・転落等による事故報告が必要な事例とは？

事故報告が必要な事例

身体的被害が極めて大きい場合（電話による仮報告も必要です）

医療機関を受診し治療行為が発生した場合（鎮痛剤や湿布などの処方も含みます）

事故報告が不要な事例

医療機関を受診したが検査のみで終了した場合（検査の結果異常がなく、治療行為が生じない場合）

職員による経過観察や往診医へ電話相談のみおこなった場合（明白な健康被害が見られない場合に限ります）

問５、新型コロナウイルスにかかる事故報告の取扱いは？

令和５年１１月からは原則不要です。

ただし集団発生によって継続的なサービス提供が困難と予想される場合は電話による仮報告および事故報告書の提出が必要です。また、保健じょへの報告については介護サービスにかかる事故報告とは取扱いが異なるため、「施設内における感染症集団発生時の報告について」を参照ください。

問６、デイサービス利用中に体調不良となったが、静養室で休んだところ回復した

原則不要です。ただし介護サービス提供に起因する体調不良の場合は事故報告書を提出してください。

問７、ヘルパーが自宅を掃除していたところ掃除機を壊してしまった

原則事故報告書の提出が必要です。（経済的損失）

当事者から苦情の訴えや賠償請求などのトラブルがなかったとしても事故報告書を提出してください。